

議案第30号

石岡市学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市学校設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月21日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

令和6年4月1日に高浜小学校，三村小学校，関川小学校及び南小学校を，府中小学校及び北小学校を，それぞれ統合再編するため。

石岡市学校設置条例の一部を改正する条例

石岡市学校設置条例（平成17年石岡市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

石岡市立府中小学校	石岡市若松一丁目11番18号
石岡市立高浜小学校	石岡市高浜62番地
石岡市立東小学校	石岡市旭台一丁目11番3号
石岡市立三村小学校	石岡市三村1853番地
石岡市立関川小学校	石岡市石川1153番地
石岡市立北小学校	石岡市根当10949番地
石岡市立南小学校	石岡市南台四丁目1番1号

を

「

石岡市立府中小学校	石岡市若松一丁目11番18号
石岡市立東小学校	石岡市旭台一丁目11番3号
石岡市立南小学校	石岡市南台四丁目1番1号

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。